



# 龍ヶ崎 コミュニケーションハウス

## 利用規定

### コミュニケーションハウス(コムハウス)利用規定

第1条 この規定はコムハウス(「施設」と言う)の利用について、スムーズに楽しく利用できるようにするために定める。

第2条 利用区分を次のとおりとする。

- (1) 2階教室スペース
- (2) 1階ミーティングスペース(予備)

第3条 利用時間帯は原則として次のとおりとする。

午前の部:午前9時30分から午後12時まで

午後の部Ⅰ:午後1時30分から午後4時30分まで

夜間の部:午後5時から午後9時まで

(活動は原則2時間単位)

第4条 施設の利用は、KCNの会員が優先的に利用できるものとする。

なお、KCNの会員以外の利用申込責任者は、利用日時等申請書により事務局へ申請するものとし、理事会又は館長が許可するものとする。また、原則として申請順に予約を確定することとする。

第5条 予約を確定した利用申込責任者が、キャンセルをした時にはキャンセル料として利用料金を支払うものとする。

第6条 利用申込責任者は、善良なる管理者の立場で施設を利用する責務を負うものとする。なお、清掃及びゴミの廃棄については特に注意することとする。ゴミは原則として持ち帰ることとする。

第7条 館長または代表理事は、許可内容及び申込書に記載の内容と違う利用をしている時は、利用を中止することができる。

第8条 施設内は禁煙とする。

第9条 利用料金は、利用時間単位ごとに次のとおりとする。

- (1) 利用人数が10人以下の場合は、主宰者(リーダー)が正会員の時、1人当たり200円とし、10人以上の場合は、2000円とする。
- (2) 主宰者(リーダー)が賛助会員の時、1人当たり300円とし、10人以上の場合は、上限3000円とする。
- (3) 主宰者(リーダー)が利用会員の時、1人当たり300円とし、利用人数分を支払うものとする。
- (4) KCNの会員以外が利用するときは、5,000円とする。
- (5) 施設を営利目的で利用するときは、3,000円追加料金を支払うものとする。
- (6) パソコン等OA機器の使用料金は1回一人、1台あたり300円とする。
- (7) 非会員がパソコン教室に参加した時は、1回一人100円を支払うものとする。

第10条 利用者申込責任者は、施設の機器や設備をき損、紛失又は汚損した場合には、速やかにその旨を館長又は、代表理事に届け出て、その指示に従わなければならない。

・館長は、前項に該当する場合には、き損、紛失又は汚損した者に対してその損害の賠償を求めることができる。

第11条 鍵の管理については、館長または代表理事の指示に従うものとする。

第12条 館長、代表理事が不在の場合は事務局が代行する。

2005.04.01

改定 2022.05.28